

人材育成

雇用確保

販路拡大

日進市小規模企業等活性化補助金

をご利用ください

【目的】

市内の小規模企業等の振興を推進するため、小規模企業等が実施する人材育成、雇用確保及び販路拡大事業に対して、日進市独自の補助金を予算の範囲内で交付します。

【補助額】

各補助対象事業（裏面参照）における補助対象経費（消費税及び地方消費税に相当する額を除く。）に補助率を乗じて得た額（100円未満は切り捨て）の合計額とし、1事業者につき1会計年度当たり5万円を上限とします。

【補助対象】

1. 中小企業基本法第2条に規定する中小企業者及び小規模企業者（個人事業者含む）。
2. 日進市内に事務所又は事業所を有していること。
3. 日進市商工会に加入している（又は加入予定がある）こと。
4. 市内で事業を開始してから1年以上経過していること。
5. 市町村民税を滞納していないこと。
6. 日進市暴力団排除条例（平成24年日進市条例第22号）第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
7. 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業に係る同条第13項に規定する接客業務受託営業を行う者でないこと。

【申請方法】

事業が完了したら、以下の申請書類を日進市産業振興課に提出してください。

1. 日進市小規模企業等活性化補助金交付申請書兼実績報告書（第1号様式）
2. 修了証書の写し、チラシ、写真等事業が完了したことが確認できる書類
3. 領収書等補助対象経費の支払いを証する書類の写し
4. 商工会に加入している者又は商工会に加入する予定がある者であることを証する書類
5. 日進市小規模企業等活性化補助金交付請求書（第3号様式）（申請者名と振込先のみ記入してください）